

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標
(素案)

令和8年9月

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、2011（平成23）年度の設立以降、質の高い医療の提供と本県医療の質の向上という理念の下、県立総合医療センター及び県立こころの医療センターを運営し、県立病院として推進すべき医療を実施してきた。

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの第4期中期目標期間においては、県立総合医療センターでは、高度急性期病院としての診療内容の充実に取り組み、最先端のロボット手術支援機器の導入による低侵襲ながん治療の実施など、より安全で質の高い医療を提供しており、また、県立こころの医療センターにおいては、精神科救急体制の高度化・効率化や、本県唯一の災害拠点精神科病院としての機能の充実に取り組むなど、両病院とも、それぞれその役割を果たしてきた。

一方、近年の賃上げや物価高騰等の影響などにより、病院運営は依然として難しい環境下にある。

また、少子高齢化の進行等により多様化・複雑化する医療ニーズや、生産年齢人口の減少等による医療人材の不足など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

さらに、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しており、新興感染症への対応を含め、有事への体制整備は喫緊の課題である。

県立病院機構が、今後とも県立病院としての役割を担い続けていくためには、こうした課題等への確に対応していくとともに、医療の質向上・業務効率化に資するデジタル技術の活用や、働きやすい職場環境の整備など、社会変革に柔軟に対応していくことも重要である。

そのためにも、県立総合医療センター施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく新病院の抜本的な機能強化が必要である。

こうしたことを念頭に、2027（令和9）年度から始まる第5期中期目標期間においては、山口県保健医療計画や新たな地域医療構想も踏まえながら、安定的かつ効率的な病院運営を基盤に、県立病院が推進すべき高度専門医療や政策医療を、県民に対し、高いレベルで持続的に提供していくとともに、地域の医療機関等との連携のもと、医療従事者等を支援することなどにより、本県医療の質の向上に貢献することを期待する。

第1 中期目標の期間

2027（令和9）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。

1 医療の提供

県立病院として対応が求められる分野の医療をはじめ、医療需要の変化にも応じて、地域における必要な機能分化・連携強化を図りつつ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供すること。

(1) 県立病院として対応すべき医療の充実

高度専門医療や採算性の確保が困難とされる政策医療など県立病院が担うべき医療を県民に提供していくため、次の医療機能を積極的に確保し、その充実に努めること。

ア 県立総合医療センター

総合的で高水準な診療基盤を有し、県全体の医療を支える中核的な基幹病院として、最先端医療の効果的な導入やデジタル技術の一層の活用に取り組みつつ、次の医療を提供すること。

(1) 5 疾病等

地域の医療機関との役割分担と連携を図りつつ、最先端医療の導入による低侵襲医療をはじめとした、高度急性期・専門医療を提供すること。

a がん

がんについては、最先端のロボット手術支援機器等による低侵襲治療やゲノム医療など最先端の医療提供体制の整備を図りつつ、放射線療法、薬物療法を組み合わせた集学的治療や緩和ケアを提供するなど、地域がん診療連携拠点病院としての役割強化を果たすこと。

b 脳卒中

脳卒中等の脳疾患については、専門的な脳血管内治療等を迅速に実施するとともに、てんかん支援拠点病院として専門的な医療を提供するなど、幅広い脳疾患への対応の強化を図ること。

c 心筋梗塞等の心血管疾患

心筋梗塞等の心血管疾患については、心血管疾患等への専門的医療を迅速に提供するとともに、最先端かつ低侵襲の術式を導入するなど対応の強化を図ること。

d 糖尿病

糖尿病については、重度の患者や合併症患者に対する集約的治療の提供のほか、重症化予防の取組を推進すること。

e 精神疾患

精神疾患については、新病院開院を見据え、県立こころの医療センターや関係機関と連携し、急性期の身体合併症を有する精神疾患患者への対応強化に向けた体制の構築に努めること。

f その他取り組むべき疾病等

高齢化の進行への対応及び医療の質の更なる向上等に向けて、重症呼吸不全等の重度・専門的な呼吸器疾患や、高度で低侵襲な人工関節治療などの専門的医療への取組の強化を図ること。

(4) 6 事業等

a 救急医療

救命救急センターとして、24 時間 365 日体制の高度な救急医療を提供すること。

b 災害医療

本県唯一の基幹災害拠点病院として、平時より関係機関・病院と連携を密にし、災害発生時には、重篤患者等に対し、迅速かつ的確に医療を提供するとともに、災害発生時における災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣体制の充実を図ること。

c へき地医療

へき地医療拠点病院として、代診医派遣や巡回診療はもとより、デジタル技術を活用した専門医による遠隔医療の提供や、オンライン診療を組み合わせた巡回診療や在宅医療等の実施など、へき地や医療過疎地域における医療の充実・強化を図ること。

また、へき地医療はもとより、救急や在宅医療など、高齢化の進行に伴う総合診療医の役割の高まりを踏まえ、大学や地域医療機関との連携のもと、総合診療専門医の養成プログラムの充実など、総合診療専門医の養成・確保を図ること。

d 周産期医療

総合周産期母子医療センターとして、地域の医療機関等との連携を推進し、リスクの高い妊婦や新生児に対する高度な医療を 24 時間体制で提供すること。

e 小児医療

地域における中核的な小児医療機関として、小児専門医療及び小児救急医療を提供すること。

f 感染症医療

新興・広域感染症発生時においては、第一種・第二種感染症指定医療機関として、病床や医療を提供すること。

また、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からの取組を進め、感染症医療における本県の中核的な役割を果たすこと。

g その他取り組むべき事業等

高度生殖補助医療や A Y A 世代のがん患者等の妊孕性温存療法の実施を推進すること。

イ 県立こころの医療センター

精神科医療における本県の基幹病院として、多様な精神疾患ごとに患者本位の医療を次のとおり提供し、早期の症状改善と社会機能の回復を促進すること。

(1) 精神科救急・急性期医療

救急・急性期患者の受入体制を確保するとともに、難治性・重症患者に対する専門医療を提供すること。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科救急医療等の体制整備に、県や関係医療機関等と連携して取り組むこと。

(2) 児童・思春期精神医療

児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療を提供するとともに、児童相談所等の関係機関との連携を図ること。

(3) 認知症・高次脳機能障害医療

認知症疾患医療センターとして、専門医療を提供し、認知症の鑑別診断、専門医療相談などを実施するとともに、高次脳機能障害支

援センターとして、保健・医療・福祉機関等と連携を図りながら地域ネットワークの構築や専門医療相談などを実施すること。

(イ) 災害精神医療

本県唯一の災害拠点精神科病院としての役割を果たすため、機能の充実・強化に努めるとともに、災害発生時における災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣体制の充実を図ること。

(ロ) 司法精神医療

医療観察法に基づく指定入院医療機関としての役割を果たすこと。

(2) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

新たな地域医療構想等も踏まえ、今後、県立総合医療センターが担うこととなる役割が十分に果たされるよう、これまで以上に地域の医療機関等との機能分化・連携の推進に努めること。

また、地域の医療機関が担うこととなる医療機関機能（在宅医療等連携機能等）が有効に発揮されるよう、県内の医療機関からの職員派遣要請や医療機器の共同利用に応じるとともに、地域の医療従事者の資質の向上のための研修の実施等を通じ、地域医療への支援に努めること。

イ 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を活用し、研修会への講師派遣など社会的な要請に協力すること。

(3) 医療従事者の確保、専門性の向上

本県における持続可能な医療提供体制の構築のため、大学、関係医療機関・団体、県等と連携し、医師、看護師、薬剤師をはじめとする高度専門医療人材等の確保対策を推進するとともに、教育研修の充実、専門又は認定資格の取得支援など医療従事者の専門性や医療技術の向上に資する取組を実施すること。

(4) 医療に関する安全性の確保

安心・安全な医療を提供するため、各部門が連携し、医療事故防止、院内感染防止などの安全対策を推進するとともに、医療情報システムの安全管理及びサイバーセキュリティ対策を強化し、診療機能の安定的な維持・確保に取り組むこと。

(5) 患者サービスの向上

患者自身が納得して治療を受けられるよう、患者への説明や診療情報の提供を的確に行うとともに、医療に関する相談支援機能の充実を図ること。

また、患者に関する情報は適正に管理するとともに、院内環境の改善や患者意見の反映など院内サービスの向上に取り組むこと。

併せて、ICTを活用した外来・入院等の各種手続きの電子化・集約化等により、患者の利便性の向上に取り組むこと。

(6) 施設設備の整備

施設設備の長寿命化対策を講じるとともに、県立病院が担う医療機能にふさわしいものとなるよう、県民の医療ニーズ、費用対効果、老朽化の状況、建て替え時期などを総合的に勘案し、計画的に整備し、更新すること。

なお、県立総合医療センターにおいては、基本計画に基づき、機能強化に向けた施設整備を着実に進めること。

また、新病院の整備に当たっては、建て替え後における安定的かつ持続可能な病院経営を前提に、投資規模と財源との均衡を十分に考慮すること。

2 医療に関する調査及び研究

県立病院が提供する医療の質の向上、本県における医療水準の向上を図るため、調査及び研究に取り組むとともに、その成果については、県民の健康意識の醸成にも資するよう、わかりやすい情報発信に努めること。

3 医療従事者等の研修

臨床研修病院として、県内で診療に従事する医師の確保にも資するよう、若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組むとともに、臨床研修医及び専門研修医を積極的に受け入れること。

また、将来の医療を担う医学生や看護学生などの実習を受け入れ、救急救命士に関する病院実習を引き受けるとともに、その質の向上を図るなど、地域医療従事者の育成を支援すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

県立病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な業務運営に努めること。

1 適切な法人運営を行うための体制の強化

事業活動における法令等の遵守など内部統制を着実に推進し、適切な業務運営を図ること。

2 効率的・効果的な業務運営

2 病院が有する人的・物的資源の相互交流や有効活用を進めるなど、各部門編成、人員配置、業務手法等の不断の見直しによる効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、医療需要や業務環境の変化に即応した業務運営を行うこと。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標や取組の着実な達成に向け、業務実績及び経営成績を踏まえた機動的かつ効果的な病院運営を行うこと。

3 収入の確保、費用の節減・適正化

適正な診療報酬の請求などにより収入の確保を図るとともに、未収金の発生防止及び回収に努めること。

また、適切な在庫管理や契約の見直しなどにより費用の節減・適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県立病院機構は、良質な医療を安定的に提供していくため、新病院開院後の病院経営も見据えながら、経営環境の変化や経営上の課題に適切に対応するとともに、経営基盤の強化を図り、中期目標期間内の経常収支を黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人材の確保と育成

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、全ての職種において、必要な人員を計画的に確保し、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成に努めること。

また、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、引き続き、公正で納得性の高い人事評価制度及び評価に基づく給与制度の運用に努めること。

2 働きやすい職場環境づくり

医師や看護師をはじめとする医療従事者や事務職員など病院運営を支える人材の持続可能な働き方の確保に向け、働き方改革による労働環境の改善やA I ・ I C T等のデジタル技術の積極的な活用、タスクシフト／シェ

アの更なる推進など、業務の効率化や負担軽減を図るとともに、育児支援の充実にも努めながら、国の動向も踏まえ、職員の働きやすい職場環境づくりを進めること。

3 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、中期計画において数値目標を設定すること。

設定にあたっては、経営の効率化はもとより、県立病院として果たすべき役割や機能に対する適切な評価が可能な数値目標となるよう、留意すること。

4 県立総合医療センターの機能強化

県立総合医療センターの抜本的な機能強化に向けた施設整備を着実に進めるとともに、新病院開院後、ハード面で強化された機能が速やかに発揮されるよう、建て替え後に連携が期待される関係機関との体制構築や、新病院の運営に不可欠となる医療人材の確保、育成など、ソフト面での準備を計画的に進めていくこと。

